

下表に掲げる業種以外の業種とする

業種区分	細分類・細目
農業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）</li> <li>・きのこ製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）</li> <li>・荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの）</li> <li>・蚕種製造業（生産加工設備を有するもの）</li> <li>・鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの）</li> </ul>
林業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木として主として素材のまま販売するもの）</li> <li>・素材生産サービス業（素材生産請負業等）</li> <li>・林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの）</li> </ul>
漁業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの）</li> </ul>
金融・保険業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険媒介代理業</li> <li>・保険サービス業（損害査定業等）</li> </ul>
風俗営業	
公務	
サービス業	<p>集金業、取立業（公共料金に係るものを除く）</p> <p>政治・経済・文化団体</p> <p>宗教</p> <p>競輪・競馬等の競走場， 競技団</p> <p>遊戯場</p>